

組み立てが必要な自転車の事故に注意！



相談事例

通販サイトで3万円の自転車を購入し、付属の工具で組み立てた。組み立てた自転車に乗って、車道から歩道への段差を乗り越えようとしたところ、前輪が外れて、転倒し、顔面を打撲。前歯が欠けた。

アドバイス



- ☞通常店舗で販売されている自転車は販売店で組み立てられており、検査・整備されているのが一般的です。しかし、通信販売で購入できる自転車の中には、購入者が組み立てしなければならないものがあります。正しく組み立てができていないと、事故につながる恐れもあり、大変危険です。
- ☞組み立てが必要な状態で届く自転車の組み立てには、自転車についての正確な知識が必要です。
- ☞購入する際には、どのような組み立てが必要か確認した上で、購入しましょう。また、購入後、組み立て方法について不明な点があれば販売事業者を確認しましょう。
- ☞通信販売で自転車を購入する際には、購入後の点検整備や修理サービスの内容についても確認しましょう。
- ☞2023年4月1日から、道路交通法が改正され、自転車に乗るときにはヘルメットを着用することが努力義務になりました。市販されているヘルメットには任意の規格等への適合マークが表示されているものと、表示されていないものがあります。ヘルメットを選ぶときには安全性を示すマークが表示されたヘルメットを選びましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (土曜日も電話相談可 ※祝休日を除く)

北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

*消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します

※ナビダイヤル通話料金が発生します